

週休二日等休日拡大に向けた直轄工事の取組みについて

(前) 国土交通省 大臣官房 技術調査課 事業評価・保全企画官 ますや ゆうご
榎谷 有吾

1. はじめに

働き方改革実現会議（議長：安倍晋三内閣総理大臣）において策定された「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日 働き方改革実現会議決定）において、建設業における週休二日の推進等の休日確保の必要性が示された。

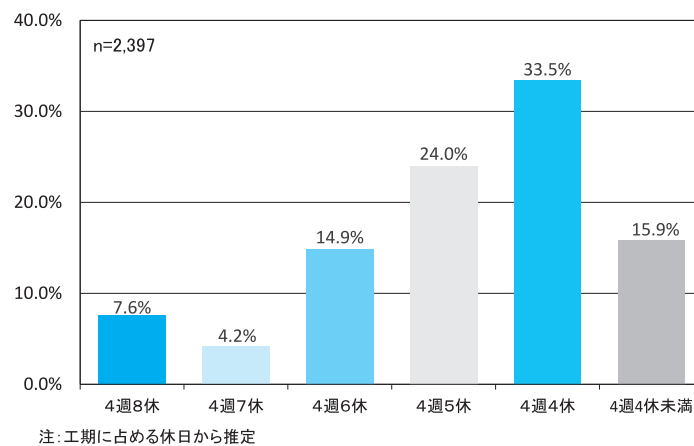
これまでも工期設定については、4 週 8 休（完全週休二日制）対応とし、特記仕様書において工期及び作業不能日として見込んでいる日数を記載している。

しかしながら、実際には週休二日等休日を十分に確保できていない場合が多いことから、国土交通省においては今年度より更に週休二日を取得できる環境整備を行っている。本稿では国土交通省の取組みについて紹介する。

2. 設計工期と実働日数の比較

直轄工事における休日取得状況を調べると、4 週 4 休相当の休日しか取得できていない現場が多い（図－1）。平成 4 年より発注者は 4 週 8 休を確保できる工期で発注することとされている一

現場の休日取得状況（H25、26年度竣工工事）



図－1 建設業における休日の状況（直轄工事）

方、現状としては休日の確保が不十分であることから、どこに課題があるかを確認するため、各地方整備局の発注工事を任意抽出し、発注者が設定している工期と受注者が工事に要した日数について比較した。その結果、発注者が設定した実工期日数が実働日数に比べて少なく、実際には土日等の休日や雨天日に作業を行うことで、工期を遵守していることが想定される（図－2）。

国土交通省では、平成26年度より週休二日モデル工事を実施してきており、当該モデル工事においても、週休二日を確保するために必要な事項として発注者の適切な工期設定が挙げられていたことから、週休二日を確保できる工期設定を徹底することとした。

3. 週休二日を考慮した工期設定について

(1) 工期設定支援システムの導入

適切な工期設定の徹底に当たっては、根拠をもって工期を設定することが必要である。そこで、施工に必要な実日数を「作業日当たり標準作業量の設定について」（平成29年3月15日 国技建管第18号、国総公第88号）に示す日当たり標準作業量をもとに、工事細別単位（レベル4）における所要作業日数及び工程を自動作成する工期設定支援システムを開発した（図－3）。システムの概要は以下のとおりである。

【工期設定支援システムの作業概要】

- ① 新土木工事積算システム（32bit版）で作成した設計書から工程計画情報をCSVファイルで出力し、工期設定支援システムを起動させ

○ 設計工期と受注者の実働日数を比較したところ、設計工期が短い傾向を確認
 ⇒ 発注者の工期設定が十分な休日が確保できていない一因になっている可能性がある

工事名	発注者の設定工期					実績				気象庁データ 実降雨日 (10mm/日以上 の降雨日数)
	工期日数	実工期 日数	見込み不稼働日			実働日数	不稼働日			
			うち、土日 祝日数 (盆・正月 含む)	うち、見込 み雨休日	うち、土日 祝日数 (盆・正月 含む)		うち、雨休 日			
A工事	227	134	93	77	16	192	35	34	1	26
B工事	316	189	127	108	19	234	82	62	20	26
C工事	227	130	97	76	21	159	68	65	3	24
D工事	283	165	118	96	22	153	98	96	2	22
E工事	259	136	123	89	34	202	57	56	1	41
F工事	251	132	119	85	34	188	63	62	1	20
G工事	366	213	153	124	29	279	87	86	1	42
H工事	342	190	152	118	34	280	62	62	0	37
I工事	273	152	121	94	27	153	97	94	3	34
J工事	266	156	110	91	19	169	94	91	3	23
K工事	334	186	148	115	33	254	80	77	3	55
L工事	244	140	104	83	21	184	60	52	8	32
M工事	206	120	86	71	15	140	66	54	12	15
平均	276	157	119	94	25	199	73	69	4	31

図－2 設計工期と実働日数の比較

工期設定支援システムの主な機能

- ① 歩掛毎の標準的な作業日数を自動算出
- ② 雨休率、準備・後片付け期間の設定
- ③ 工種単位で標準的な作業手順による工程を自動作成
- ④ 工事抑制期間の設定
- ⑤ 過去の同種工事と工期日数の妥当性のチェック

工程表作成支援システム（イメージ）

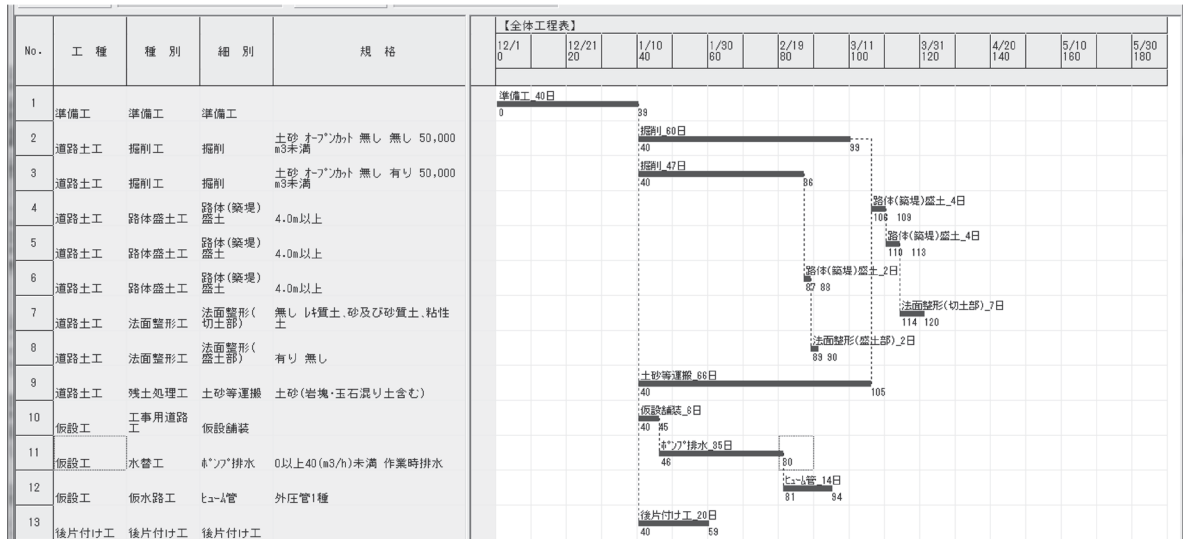


図-3 工期設定支援システムについて

- ② CSV ファイルを読み込む。
- ③ 直接工事費、対象工事区分を入力すると、自動で工事区分に応じた準備・後片付け期間が設定される。
- ④ 雨休率を入力する。初期値は1.7が設定されているが、地域の実情に応じて変更できる。
- ⑤ 必要に応じて出水期やお祭り等の地域の行事で工事ができない期間（工事抑制期間）を設定する。
- ⑥ 上記の条件を設定したら、工種区分レベルで一般的な工程表が自動で作成される。
- ⑦ その後、現場実態に合わせてクリティカルの設定や必要に応じて工種間の並び替えを実施し、工期を設定。
- ⑧ 設定された工期日数と過去の同種工事の工期日数を比較し、同種工事の実績値より10%以上短くないか確認（図-4）。
- ⑨ 短い場合は工期の妥当性を再確認。

(2) 準備・後片付け期間の見直し

工期設定に当たって、準備・後片付け期間が短いという声を受注者より挙がっていたことから、実態を確認し、最低限必要な日数を設定した。設定した日数はあくまで一般的な工事であることから、工事規模や地域の実情に応じて適切に設定することが必要である（図-5）。

(3) 余裕期間制度の活用

週休二日を確保するための工期を設定するに当たっては、余裕期間制度（フレックス方式）の活用も有効である。フレックス工期は実工期に余裕期間を加えて全体工期として設定するもので、全体工期の中でどの程度工期を設定するかは受注者が選択することができる制度である。週休二日に必要な工期を受注者に決定させることができることから、適切な工期設定に当たっては有効な手法の一つである（図-6）。

- 設定した工期を、過去の実績から作成した標準工期と比較し、現在設定している工期の妥当性を確認
- 設定工期が標準工期より10%以上短い場合は、工程の妥当性を再確認するようアラート表示

例：工期設定支援システムを用いて工期を〇日を設定

↓ 過去の実績（H21-25竣工工事）から作成した標準工期と自動的に比較

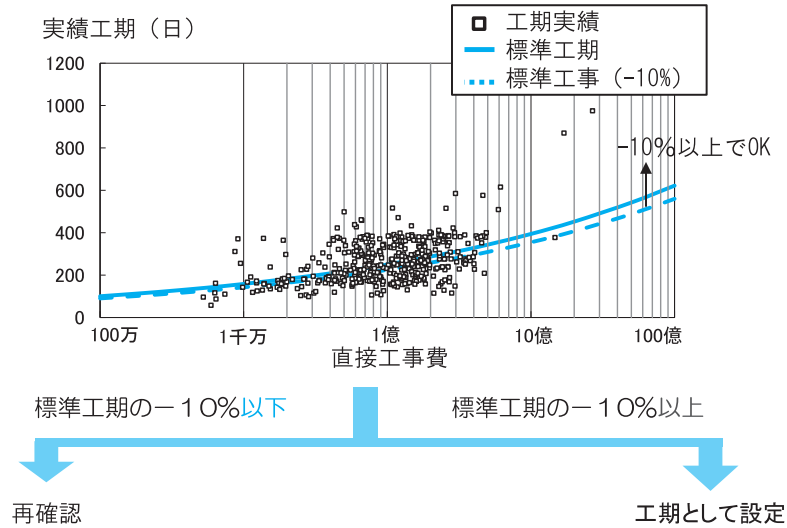


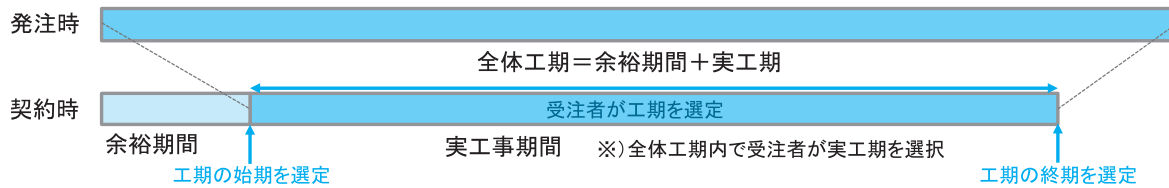
図-4 工期の妥当性確認

○ 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。（通年維持工事は除く）

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	現在の設定	最低必要日数	現在の設定	最低必要日数
河川工事	30~40日	40日	15~30日	20日
河川・道路構造物工事	30~50日	40日	15~30日	
海岸工事	30~40日	40日	15~30日	
道路改良工事	30~50日	40日	15~20日	
共同溝等工事	30~70日	80日	15~20日	
トンネル工事	30~90日	80日	15~30日	
砂防・地すべり等工事	15~40日	30日	15~30日	
鋼橋架設工事	30~150日	90日	15~20日	
PC橋工事	30~90日	70日	15~20日	
橋梁保全工事	30~50日	60日	15~20日	
舗装工事(新設工事)	30~50日	50日	15~20日	
舗装工事(修繕工事)	30~40日	60日	15~20日	
道路維持工事	30~50日	50日	15~20日	
河川維持工事	30~50日	30日	15~30日	
電線共同溝工事	30~50日	90日	15~20日	

図-5 準備・後片付け期間の見直し

フレックス方式：受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲
2. 技術者の配置:
 - (1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)
 - (2) 実工期・実工事期間: 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む

図-6 余裕期間制度「フレックス方式」について

(4) 工事工程の受発注者間の共有

適切に設定された工期も、適切に運用されない効果を生み出さない。そのためには、受発注者がそれぞれ工期に対して責任をもつことが重要である。そこで、平成29年度より、原則すべての工事でクリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有することを原則化した。

具体的には、発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が発注者の情報も含めて施工計画書を作成し、その内容について現場着手前に受発注者で共有し、責任を明確化することとした。当然ながら、施工途中において受注者の責によらず工程の遅れが生じた場合には、それに伴う必要日数について必ず工期延期を実施することとしている。

4. 週休二日を考慮した間接工事費の補正（試行）について

週休二日を実施する場合には現状より工期が長くなり、安全施設類や現場事務所等のリース料の経費が嵩むことになる。そのため、工期全体にお

いて週休二日相当の休日を確保した場合は、工期日数の延長に要する経費として、共通仮設費を1.02倍、現場管理費を1.04倍補正する。

5. 週休二日を実施した場合の工事評定について

工期全体において週休二日相当の休日を確保した場合は、当面の間インセンティブとして、主任技術評価官の評価項目の内、「Ⅱ. 工程管理」の「休日の確保を行っている」に加え、「その他」の項目において「週休2日制の確保を行っている」という理由により加点を行うこととする。

6. おわりに

建設業の働き方改革が叫ばれる中、週休二日等休日の拡大は今がチャンスである。建設業を魅力ある産業にしていくためにも、受発注者で意見交換し、課題一つ一つに向き合いながら取組みを進めていきたい。